

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
参照条文 目次

○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）	1
○ 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）（抄）	4
○ 原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）（抄）	5
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抄）	6
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年法律第三百二十四号）	39
○ 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）（抄）	49
○ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）	49
○ 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）	50
○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）	51
○ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）	52
○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十二号）（抄）	52
○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七十七号）（抄）	53
○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）	53
○ 原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令（平成二十三年政令第九十九号）（抄）	54
○ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（抄）	54

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出

二 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約（当該委託加工貿易契約に係る加工の全部又は一部が経済産業大臣が定める加工（以下「指定加工」という。）に該当するものに限る。）による貨物（当該委託加工貿易契約に係る加工で指定加工に該当するものを使用される加工原材料のうち、経済産業大臣が指定加工の区分に応じて定める加工原材料で当該指定加工に係るものに限る。）の輸出

2 経済産業大臣は、別表第二の二八から三〇まで、三二及び三三の項の中欄に掲げる貨物について前項第一号の規定による承認をするには、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得なければならない。

3 経済産業大臣は、別表第二の三五の二の項（二）、四二及び四三の項の中欄に掲げる貨物については、他の法令による輸出の許可若しくは確認を受けている場合又は他の法令による輸出の免許を受けている者が輸出する場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第五号までにおいて「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ、第三号、第三号、第四号及び第十三条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ、第三号及び第四号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

ロ 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

ハ 国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているもの

ニ 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

三 別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも(別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも)該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

四 別表第一の一六の項(二)に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも(別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ及びロのいずれの場合にも)該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

五 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円(別表第三の三に

掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合には、第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三五の三の項（一）及び（六）並びに三七から四五までの項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては経済産業大臣が告示で定めるもの）に限り、同表の四二の項の中欄に掲げる貨物にあつては向精神薬であつて麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の十一第二号の規定に該当する者が輸出するものを除く。

一 仮に陸揚げした貨物を輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一、三五及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物（同表の一の項の中欄に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合を除く。

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一及び三六の項の中欄に掲げる貨物

ロ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三五及び三五の二の項の中欄に掲げるもの

ハ 別表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第二の二に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの

三 別表第二の三五の二の項（二）に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十条第二項（同法第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとするとき。

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合、一時的に輸入して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3 前項に規定する場合のほか、第二条第一項第一号の規定は、総価額が別表第七中欄に掲げる貨物の区分に応じ同表下欄に掲げる金額以下の貨物を輸出しようとする場合には、適用しない。

4 第二項に規定する場合のほか、第二条第一項第二号の規定は、総価額が百万円以下の貨物を輸出しようとする場合には、適用しない。

(権限の委任)

第十一条 次に掲げる経済産業大臣の権限は、税関長に委任されるものとする。

一 別表第二の三九から四三までの項の中欄に掲げる貨物(同表の四三の項の中欄に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)に係る第二条第一項の規定による承認の権限

二 次に掲げる権限であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のもの

イ 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物に係る第二条第一項の規定による承認の権限

ロ 保税地域に搬入し、蔵入れし、又は移入された貨物であつて、保税地域から積み戻す貨物に係る第二条

第一項の規定による承認の権限

ハ 法第六十七条第一項の規定によりイ又はロの承認に条件を付する権限

ニ 第八条第二項の規定により、法第四十八条第一項の規定による許可又は第二条第一項の規定による承認

の有効期間を延長する権限

別表第二 (第二条、第四条、第十一条関係)

		貨物	地域
一〇十九	(略)		
二十	核原料物質及び核燃料物質(使用済燃料(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第二条第九項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)		全地域
二十一〜四十五	(略)		

○原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四十四号)(抄)
(原子炉の運転等)

第一条 原子力損害の賠償に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次の行為(第一号から第五号までに掲げる行為については、それぞれ、当該行為が行われる工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。以下同じ。))において当該行為に付随してする第六号イからハまでに掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄を含む。)とする。

一 原子炉の運転

二 次に掲げる核燃料物質の加工

イ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が天然の比率を超え百分の五に達しないウ

- ラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が二千グラム以上のもの
- ロ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が百分の五以上のウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が八百グラム以上のもの
- ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてプルトニウムの量が五百グラム以上のもの
- 三 再処理
- 四 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質の使用
- 四の二 使用済燃料の貯蔵
- 五 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。次号において「規制法」という。）第五十一条の二第一項第三号に規定する廃棄物埋設及び廃棄物管理（以下それぞれ「廃棄物埋設」及び「廃棄物管理」という。）
- 六 前各号に掲げる行為が行われる工場又は事業所の外においてそれぞれ当該行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄（前各号に掲げる行為が行われる他の原子力事業者の工場又は事業所において当該他の原子力事業者がそれぞれ当該行為に付随してするものに該当する場合におけるものを除く。）
- イ 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質
- ロ 規制法第二条第九項に規定する使用済燃料
- ハ 核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）

○原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）（抄）
（実用再処理施設）

第一条 原子力損害賠償支援機構法（以下「法」という。）第三十八条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、実用発電用原子炉（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二条第九項に規定する再処理をいう。）を行う再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）であつて試験研究の用に供するもの以外のものとする。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年六月法律第百六十六号）（抄）
（定義）

- 2 第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。
- 3 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。
- 4 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。
- 5 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第四条に規定する原子炉をいう。
- 6 この法律において「発電用原子炉」とは、発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉以外の試験研究の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉を除くものをいう。
- 7 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。）、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。
- 8 この法律において「原子力施設」とは、次条第二項第二号に規定する製錬施設、第十三条第二項第二号に規定する加工施設、第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設並びに第五十三条第二号に規定する使用施設等をいう。
- 9 この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。
- 10 この法律において「加工」とは、核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。
- 11 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。
- 12 この法律において「国際規制物資」とは、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）その他日本国政府と一の外国政府（国際機関を含む。）との間の原子力の研究、開発及び利用に関する国際約束（核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書（以下単に「追加議定書」という。）を除く。以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

12 前項の国際規制物資は、文部科学大臣が告示する。
13 この法律において「国際特定活動」とは、追加議定書附属書Iに掲げる活動をいう。

（事業の指定）
第三条 製錬の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 製錬設備及びその附属施設（以下「製錬施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 四 （略）

（核物質防護規定）
第十二条の二 製錬事業者は、第十一条の二第一項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところ

により、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があるとき、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

5 8 （略）
第十二条の六 製錬事業者は、その事業を廃止しようとするときは、製錬施設の解体、その保有する核燃料物質

の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める

軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

4 7 （略）

8 製錬事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

9 (略)

(指定の取消し等に伴う措置)

第十二条の七 製錬事業者が第十条の規定により指定を取り消されたとき、又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧製錬事業者等(第十条の規定により指定を取り消された製錬事業者又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第十一条から第十二条の五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお製錬事業者とみなす。

2 旧製錬事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第十条の規定により製錬事業者としての指定を取り消された日又は製錬事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧製錬事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

5 (略)

9 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が前条第八項の原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

(事業の許可)

第十三条 加工の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 加工設備及びその附属施設(以下「加工施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 三・四 (略)

第二十一条の二 加工事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のため

に必要な措置を講じなければならない。

一 加工施設の保全

二 加工設備の操作

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、加工施設を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条において同じ。）

2 加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第二十一条の三（略）

（保安規定）

第二十二条 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、原子力規制委員会

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があるとき、加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 加工事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 6 （略）

（核物質防護規定）

第二十二条の六 加工事業者は、第二十一条の二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の六第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

（事業の廃止に伴う措置）

第二十二条の八 加工事業者は、その事業を廃止しようとするときは、加工施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員

会規則で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。
2 加工事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、加工事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十二條の八第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第二十二條の八第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第二十二條の八第二項」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第十三條第一項の許可」と読み替えるものとする。
（許可の取消し等に伴う措置）

第二十二條の九 加工事業者が第二十二條の規定により許可を取り消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等（第二十二條の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第十六條の五、第二十一條から第二十二條の二まで及び第二十二條の四から第二十二條の七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第五項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。

2 4 （略）

5 第十二條の七第四項から第九項までの規定は、旧加工事業者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第二十二條の九第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前條第四項」とあるのは「第二十二條の八第三項において準用する前條第四項」と、同条第九項中「前條第八項」とあるのは「第二十二條の八第三項において準用する前條第八項」と読み替えるものとする。

第四章 原子炉の設置、運輸等に関する規制

第一節 試験研究用等原子炉の設置、運輸等に関する規制

（設置の許可）

第二十三條 発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
い。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 試験研究用等原子炉の型式、熱出力及び基数

四 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びに試験研究用等原子炉の設置の工事を行う際の船舶の所在地）

五 試験研究用等原子炉及びその附属施設（以下「試験研究用等原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 七 （略）

（外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可）

第二十三条の二 試験研究用等原子炉を設置した船舶（以下「原子力船」という。）で日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者（前条第一項の許可を受けた者（以下「試験研究用等原子炉設置者」という。）を除く。）が所有するもの（軍艦を除く。以下「外国原子力船」という。）を本邦の水域に立ち入らせようとする者は、政令で定めるところにより、当該外国原子力船の立入りに伴い試験研究用等原子炉を本邦内において保持することについて、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 （略）

（変更の許可及び届出等）

第二十六条 試験研究用等原子炉設置者は、第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、第三十二条第一項に規定する場合を除き、第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 4 （略）

第二十六条の二 第二十三条の二第一項の許可を受けた者（以下「外国原子力船運航者」という。）は、同条第二項第二号に掲げる事項（次項の規定の適用を受けるものを除く。）を本邦内において変更しようとするとき、又は本邦外においてこれらの事項を変更した後外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせようとするときは、その変更又は変更に係る試験研究用等原子炉の本邦内における保持について、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 外国原子力船運航者は、本邦内において第二十三条の二第二項第一号に掲げる事項又は同項第二号に掲げる事項のうち第二十三条第二項第一号に係るもののみを変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会

に届け出なければならぬ。本邦外においてこれらの事項のみを変更した後外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせたときも、同様とする。

3 (略)

第二十九条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2・3 (略) (運転計画)

第三十条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る試験研究用等原子炉(政令で定める試験研究用等原子炉に該当するものを除く。)の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、この限りでない。

第三十二条 試験研究用等原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により試験研究用等原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第三十五条 試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の保全

二 試験研究用等原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。次項において同じ。)において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

2 試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(保安規定)

第三十七条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(試験研究用等原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、試験研究用等原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、試験研究用等原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができ。

4 試験研究用等原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5・6 (略)

(試験研究用等原子炉の譲受け等)

第三十九条 試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子力船を含む。第四項において同じ。)を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会からの許可を受けなければならない。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者(試験研究用等原子炉設置者を除く。)からその所有する原子力船を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

3 第二十四条及び第二十五条の規定は、前二項の許可に準用する。

4 第一項の許可を受けて試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。

5 第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者は、試験研究用等原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六条第一項中「第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項」とあり、及び同条第二項中「第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第三十三条及び第四十三条の三の二第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

第四十三条の二 試験研究用等原子炉設置者は、第三十五条第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三條の二第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第四十三條の三 試験研究用等原子炉設置者は、第三十五條第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取り扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と、「製錬施設」とあるのは「試験研究用等原子炉施設」と読み替えるものとする。

(原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三條の三の二 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉を廃止しようとするときは、当該試験研究用等原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、試験研究用等原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は試験研究用等原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第二十三條第一項の許可は、第四十三條の三の二第二項の認可に係る試験研究用等原子炉について」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三條の三の三 試験研究用等原子炉設置者が第三十三條第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消

(設置の許可)

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 発電用原子炉施設の工事計画

七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法

九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(許可の基準)

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。

三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。）第四十三条の三の二十二第一項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するた

四 めに必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の場合において、第四十三条の三の二十九第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合には、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

(許可の欠格条項)

の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

あらかじめ、第一項第一号に規定する基準

の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

あらかじめ、第一項第一号に規定する基準

の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

- 第四十三條の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三條の三の五第一項の許可を与えない。
- 一 第四十三條の三の二十第二項の規定により第四十三條の三の五第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになくなつた後、二年を経過していない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの
- (変更の許可及び届出等)
- 第四十三條の三の八 第四十三條の三の五第一項の許可を受けた者(以下「発電用原子炉設置者」という。)は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするときは、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。
- 二 第四十三條の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。
- 三 発電用原子炉設置者は、第四十三條の三の五第二項に規定する場合を除き、第四十三條の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも同様とする。
- 四 発電用原子炉設置者は、第四十三條の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかでない変更(核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。)のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。
- 五 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三條の三の六第一項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。
- 六 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三條の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合)にあつては、当該延長後の期間以内限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができ、当該延長後の期間原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三條の三の六第一項各号の

いずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会はその届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更について同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉設置の同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉設置の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。

第四十三条の三の九 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、発電用原子炉施設の一部分が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事をしなくてはならない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、当該変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その工事の計画が第四十三条の三の五第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであること。

二 発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 前項の場合において、第四十三条の三の三十一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前項第二号の技術上の基準に適合しているもののみならず、

5 発電用原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

6 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合、この限りでない。

(工事の計画の届出)

- 第四十三條の三の十 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事(前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限り。)であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。その工事の計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、同様に係る工事を開始してはならない。
 - 3 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれにも適合してないと認めるときは、前項の規定する期間を短縮することができる。
 - 4 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれかに適合してないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。
 - 5 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならぬ。
 - 6 前三項の場合において、第四十三條の三の三十第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前条第三項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。
- 第四十三條の三の十一 第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設(その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。)は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の検査においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。
 - 一 その工事が第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。)又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。)に従つて行われたものであること。
- 二 第四十三條の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

第四十三條の三の二十 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三條の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。

二 第四十三條の三の七第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

一 第四十三條の三の八第一項本文の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けなかったとき。

三 第四十三條の三の八第四項後段の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三條の三の二十三の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三條の三の二十四第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三條の三の二十六第二項において準用する第四十三條の規定による命令に違反したとき。

七 第四十三條の三の二十七第一項の規定に違反したとき。

八 第四十三條の三の二十七第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三條の三の二十七第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

十 第四十三條の三の二十八第一項の規定に違反したとき。

十一 第四十三條の三の二十八第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第四十三條の三の三十一第二項の規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三條の三の三十一第四項の規定に違反して同条第一項に規定する運転することが出来る期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十四 第四十三條の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十五 第四十三條の三の三十二第二項の規定に違反したとき。

十六 第五十八條第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九條第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十九條の二第二項の規定に違反したとき。

十九 第六十一條の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二十 第六十二條の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六條の規定に違反したとき。

二十二 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項、第十一條第六項又は第十三條の二第二項の規定による命令に違反したとき。

(記録)

第四十三条の三の二十一 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置(重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。)を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設の保全

二 発電用原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(施設の使用の停止等)

第四十三条の三の二十三 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反しているとき、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。

(保安規定)

第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないことを認めるときは、前項の認可をしてはならない。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないことを認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況（溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。）について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 「第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三條の三の二十四第五項」と読み替えるものとする。（発電用原子炉の譲受け等）

第四十三條の三の二十五 発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第四十三條の三の六及び第四十三條の三の七の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の地位を承継する。

（発電用原子炉主任技術者）

第四十三條の三の二十六 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十一條第一項の原子炉主任技術者を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもののうちから、発電用原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 第四十條第二項、第四十二條及び第四十三條の規定は、前項の発電用原子炉主任技術者について準用する。

この場合において、第四十條第二項及び第四十三條中「試験研究用等原子炉設置者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、第四十二條第二項中「試験研究用等原子炉」とあるのは「発電用原子炉」と読み替えるものとする。

（核物質防護規定）

第四十三條の三の二十七 発電用原子炉設置者は、第四十三條の三の二十二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の二十七第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とある

るのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。
（核物質防護管理者）」

第四十三條の三の二十八 発電用原子炉設置者は、第四十三條の三の二十二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「製錬施設」とあるのは「発電用原子炉施設」と読み替えるものとする。

（発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明）

第四十三條の三の二十九 原子力規制委員会は、申請により、格納容器、非常用電源設備その他の発電用原子炉施設に係る機械又は器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定機器」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定機器の型式の設計が第四十三條の三の六第一項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三條の三の六第一項第四号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三條の三の六第一項第四号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第四十三條の三の六第一項第四号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手續その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第四十三條の三の三十 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定機器（以下「型式設計特定機器」という。）をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定機器について、外国において当該型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

- 3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。
 - 一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。
 - 二 第四十三條の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。
 - 三 均一性を有するものであること。
- 4 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。
- 5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。
 - 一 指定外国機器製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。
 - 二 原子力規制委員会がこの法律を施行するために必要があると認めて指定外国機器製造者等に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
 - 三 原子力規制委員会がこの法律を施行するために特に必要があると認めてその職員に指定外国機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は關係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。
- 7 第一項の指定の手續その他型式の指定に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（運転の期間等）
- 第四十三條の三の三十一 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三條の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。
- 2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。
- 3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。
- 4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の

設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

(発電用原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三條の三の三十二 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉を廃止しようとするときは、当該発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)

2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の三十二第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の三十二第二項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の三十二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第四十三條の三の五第一項の許可は、第四十三條の三の三十二第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替へるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三條の三の三十三 発電用原子炉設置者が第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の三の十八第一項若しくは第四十三條の三の二十第一項若しくは第四十三條の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときは、旧発電用原子炉設置者等(第四十三條の三の二十第一項若しくは第十九第一項の規定により許可を取り消された発電用原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の三の十八第一項若しくは第四十三條の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)

八までの規定(これらから第四十三條の三の二十四まで及び第四十三條の三の二十六から第四十三條の三の二十八までの規定)に係る罰則を含む。)

第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお発電用原子炉設置者とみなす。

2 旧発電用原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により発電用原子炉設置者としての許可を取り消された日又は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可

の申請をしなければならぬ。

3 旧発電用原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧発電用原子炉設置者等の廃止措置について、第十二条の九第四項の規定は旧発電用原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の三十三第二項」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前條第四項」とあるのは「第四十三條の三の三十二第三項において準用する前條第四項」と、同條第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同條第九項中「前條第八項」とあるのは「第四十三條の三の三十二第三項において準用する前條第八項」と、第十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三條の三の三十三第一項」と、「加工事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「第十六條の五」とあるのは「第四十三條の三の十四から第四十三條の三の十六まで」と読み替えるものとする。

(事業の許可)

第四十三條の四 使用済燃料(實用発電用原子炉(発電用原子炉であつて第二條第五項の政令で定める原子炉以外のものをいう。))その他その運転に伴い発電用原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十條第一項、第七十條第六号の五及び第七十八條第十六号の二において同じ。)

の貯蔵(試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、第四十四條第一項の指定を受けた者及び第五十二條第一項の許可を受けた者が試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、第四十四條第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二條第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くも)のとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備(以下「使用済燃料貯蔵設備」という。))において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。)

の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 使用済燃料貯蔵設備及びその附属施設(以下「使用済燃料貯蔵施設」という。))を設置する事業所の名称及び所在地
 - 三 六 (略)
- (事業の廃止に伴う措置)
- 第四十三條の二十七 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を廃止しようとするときは、使用済燃料貯蔵施設の解

体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三條の二十七第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三條の二十七第二項」と、同条第七項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第四十三條の四第一項の許可」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）
第四十三條の二十八 使用済燃料貯蔵事業者が第四十三條の十六の規定により許可を取り消されたとき、又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の十四第一項若しくは第四十三條の十五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用済燃料貯蔵事業者等（第四十三條の十六の規定により許可を取り消された使用済燃料貯蔵事業者又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の十四第一項若しくは第四十三條の十五第一項の規定による承継がなかつたとき）の清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十三條の十一、第四十三條の十七から第四十三條の二十まで及び第四十三條の二十二から第四十三條の二十六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用済燃料貯蔵事業者とみなす。

2 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三條の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二條の七第四項から第九項までの規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三條の二十八第二項」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前條第四項」とあるのは「第四十三條の二十七第三項において準用する前條第四項」と、同條第八項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同條第九項中「前條第八項」とあるのは「第四十三條の二十七第三項において準用する前

条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三條の二十八第一項」と、「加工事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「第十六條の五」とあるのは「第四十三條の十一」と読み替えるものとする。

(事業の指定)

第四十四條 再処理の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の指定を受けなければならぬ。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 六 (略)

(指定の取消し等に伴う措置)

第五十一條 再処理事業者が第四十六條の七の規定により指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の六第一項の規定による承継がなかつたときは、旧再処理事業者等(第四十六條の七の規定により指定を取り消された再処理事業者又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の六第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第四十六條の二の二及び第四十七條から第五十條の四までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお再処理事業者とみなす。

2 旧再処理事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十六條の七の規定により再処理事業者としての指定を取り消された日又は再処理事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧再処理事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二條の七第四項から第九項までの規定は旧再処理事業者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧再処理事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十條の五第三項」において準用する前條第四項」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前條第四項」とあるのは「第五十條の五第三項」において準用する前條第四項」と、同條第八項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同條第九項中「前條第八項」とあるのは「第五十條の五第

三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一條第一項」と、「加工事業者」とあるのは「再処理事業者」と、「第十六條の五」とあるのは「第四十六條の二の二」と読み替えるものとする。

(許可の基準)

第五十一條の三 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。
二 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

(変更の許可及び届出)

第五十一條の五 第五十一條の二第一項の許可を受けた者(以下「廃棄事業者」という。)は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 廃棄事業者は、第五十一條の十三第一項に規定する場合を除き、第五十一條の二第二項第一号又は第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第五十一條の三の規定は、第一項の許可に準用する。
(事業の廃止に伴う措置)

第五十一條の二十五 廃棄事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 廃棄事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、廃棄事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十一條の二十五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十一條の二十五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十一條の二十五第二項」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第五十一條の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十一条の二十六 廃棄事業者が第五十一条の十四の規定により許可を取り消されたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第一項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、旧廃棄事業者等(第五十一条の十四の規定により許可を取り消された廃棄事業者又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第一項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第五十一条の十、第五十一条の十五から第五十一条の十八まで及び第五十一条の二十から第五十一条の二十四の二までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお廃棄事業者とみなす。

2 旧廃棄事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならぬ。

3 旧廃棄事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧廃棄事業者等に係る者を除く。この場合において、規定は旧廃棄事業者等(第二種廃棄物埋設事業者に係る者を除く。)について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十六第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条の二十六第一項」と、「加工事業者」とあるのは「廃棄事業者(第二種廃棄物埋設事業者を除く。)」と、「第十六条の五」とあるのは「第五十一条の十」と読み替えるものとする。

第五十三条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

三 (略)

(使用の廃止に伴う措置)

第五十七条の六 使用者は、核燃料物質の全ての使用を廃止しようとするときは、使用施設等の解体、その保有

する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならぬ。

2 使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の六第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）
第五十七条の七 使用者が第五十六条の規定により許可を取り消されたとき、又は使用者が解散し、若しくは死亡したときは、旧使用者等（同条の規定により許可を取り消された使用者又は使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第五十六条の二から第五十七条の五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用者とみなす。

2 旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十六条の規定により使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。
4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十七条の七第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

（廃棄に関する確認等）

第五十八条 原子力事業者等が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を製錬施設、加工施設、試験研究施設又は原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次条第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二第一項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合には、原子力規制委員

2 会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。
ある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

3 (略)

3 (海洋投棄の制限)

第六十二条 核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をしてはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2 (略)

2 (特定原子力施設の指定)

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置（同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。）を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状態に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設（以下「特定原子力施設」という。）として指定することができる。

2 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等（次条において「特定原子力事業者等」という。）に対し、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求めるものとする。

3・4 (略)

3 (実施計画)

第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた特定原子力事業者等は、その認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 8 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合(以下この項において「許可等をする場合」という。)(においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

- 一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣)
- 二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣)
- 三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合(前二号に該当するものを除く。)

2 6 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二条 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項、第二十条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二第一項、第五十七条の二第一項又は第六十四条の三第一項若しくは第二項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。)(の認可をする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見を聴かなければならない。

2 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一条の二第一項、第十二条の二第三項若しくは第五項(これらの規定を第二十条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の三第一項、第二十一条の二第二項、第十二条の七第一項、第三十五条第二項、第四十三条の三第一項、第四十三条の三の二十二第二項、第四十三条の三の二十八第一項、第四十三条の二十八第二項、第四十三条の二十六第一項、第四十八条第二項、第五十条の四第一項、第五十一条の十六第四項、第五十条の二十四第一項、第五十七条第二項、第五十七条の三第一項、第六十条第二項又は第六十四条の三第五項の規定の運用に関し、原子力規制委員会に意見を述べることができる。

3 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その職員(国家公安委員会にあつては、警察庁の職員)に、原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書

三条の三の八第一項、第四十三條の三の二十五第一項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項、第五十五條第一項又は第六十一條の三第一項の許可を受けようとする者

三 第十二條の六第二項若しくは第三項（第十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三第二項、第三項、第四十三條の三の三第三項、第五十一條の二十四の二第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二條の七第二項若しくは第四項（第十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三第三項の七第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）、第十六條の二第一項若しくは第二項、第二十二條の八第二項、第二十二條の九第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三第三項の三の三第二項、第四十三條の三の九第一項若しくは第二項、第四十三條の三の三十一第四項、第四十三條の三の三十二第二項、第四十三條の三の三十三第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第五十一條の五第二項、第五十一條の二十七第二項、第四十三條の二十八第二項、第四十五條第一項若しくは第二項、第五十一條の二十四の二第一項、第五十一條の二十五第二項、第五十一條の二十六第二項、第五十七條の六第二項、第五十七條の七第二項又は第六十一條の二第二項の認可を受けようとする者

四 第十六條の三第一項、第十六條の四第一項若しくは第四項、第十六條の五第一項、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項若しくは第四項、第二十九條第一項、第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三條の三の十五第一項、第四十三條の九第一項、第四十三條の十第一項若しくは第四項、第四十三條の十一第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項若しくは第四項、第四十六條の二の二第一項、第五十一條の八第一項、第五十一條の九第一項若しくは第四項、第四十六條の二の二第一項又は第五十五條の三第一項の検査を受けようとする者

五 第四十三條の三の十三第三項又は第四十三條の三の十六第四項の審査を受けようとする者

六 第十二條の六第八項（第十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三第二項、第三項、第四十三條の三の三第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二條の七第九項（第十二條の九第五項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三第三項の七第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）、第五十一條の六第一項若しくは第二項、第五十一條の二十四の二第二項、第五十八條第二項、第五十九條第二項若しくは第六十一條の二第一項の確認又は第五十九條第三項の承認を受けようとする者

- 七 第四十三條の三の二十九第一項の型式証明又は第四十三條の三の三十第一項の指定を受けようとする者
- 八 第二十二條の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験又は第四十一條第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者
- 九 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者
- 2 前項の手数料は、機構の行う検査又は確認を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては国庫の収入とする。
- 3 第一項の規定（機構が行う検査又は確認に係るものを除く。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二條第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）
（研究開発段階にある原子炉）

第一條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四條第二号を除き、以下「法」という。）
第二條第五項に規定する政令で定める原子炉は、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するもの（第六十二條第一項第三号及び第八号において「研究開発段階発電用原子炉」という。）とする。

- 一 高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二條第五項に規定する高速増殖炉をいう。）
- 二 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉（減速材として重水を、冷却材として沸騰軽水をそれぞれ使用する原子炉をいう。）

（加工事業に係る防護措置が必要な場合）

第十條 法第二十一條の二第二項に規定する政令で定める場合は、加工施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

第十一條 （略）

（原子炉の設置の許可の申請）

第十二條 法第二十三條第一項の許可は、原子炉を設置しようとする工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（外国原子力船に設置した原子炉に係る許可の申請）

第十三条 法第二十三条の二第一項の許可は、本邦の水域に立ち入らせようとする船舶ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、原子炉施設に関しその安全性を説明する書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(原子炉の設置に係る変更の許可の申請)

第十四条 原子炉設置者(法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされる者を含む。以下同じ。)は、法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称、変更に係る工場又は事業所の工場又は事業所の名称及び所在地並びに変更に係る工場又は事業所の所在地)

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

(外国原子力船に設置した原子炉に係る変更の許可の申請)

第十五条 外国原子力船運航者は、法第二十六条の二第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る船舶の名称並びに本邦内において変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地並びにその工場又は事業所の名称及び所在地並びにその工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 本邦内において工事をを行うときは、その工事計画

(施設定期検査を受ける原子炉施設)

第十六条 法第二十九条第一項に規定する原子炉施設のうち政令で定めるものは、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設、貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備その他の原子炉の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(運転計画の届出を要しない原子炉)

第十七条 法第三十条に規定する政令で定める原子炉は、臨界実験装置(炉心構造を容易に変更することができ

る原子炉であつて、核燃料物質の臨界量等当該原子炉の核特性を測定する用に専ら供するものをいう。別表第一において同じ。）とする。

（原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合）

第十八条 法第三十五条第二項に規定する政令で定める場合は、原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（原子炉の譲受けの許可の申請等）

第十九条 法第三十九条第一項の規定により原子炉又は原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 使用の目的

四 原子炉の型式、熱出力及び基数

五 原子炉を設置している工場又は事業所の名称及び所在地（原子炉を船舶に設置している場合にあつては、その船舶の名称）

六 原子炉施設の位置、構造及び設備

七 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分方法

2 法第三十九条第二項の規定により原子力船の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、船舶の名称及び前項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 法第三十九条第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者が法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受けなければならない事項は、第一項第三号、第四号、第六号又は第八号に掲げる事項とし、法第二十六条第二項の規定による変更の届出をしなければならない事項は、第一項第一号又は第七号に掲げる事項とする。

（原子炉主任技術者の認定）

第二十条 第十一条の規定は、法第四十一条第一項第二号の規定による認定について準用する。この場合において、第十一条第二号中「核燃料物質の取扱い」とあるのは「原子炉の構造」と、同条第三号中「核燃料物質の取扱い」とあるのは「原子炉の運転」と読み替えるものとする。

（廃棄に関する確認を要する場合）

第四十六条 法第五十八条第二項に規定する政令で定める場合は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染され

た物をこれらの廃棄施設に廃棄する場合（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものを輸入した製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者がこれを廃棄する場合を除く。）及び法第六十二条第一項ただし書に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。

（原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格）

第六十条 原子力施設検査官の定数は七十六人とする。

2 原子力保安検査官の定数は二百二十二人とする。

3 核物質防護検査官の定数は四十人とする。

4 原子力施設検査官は加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の構造、性能及び保安について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

5 原子力保安検査官は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）並びに製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は使用施設等の構造及び性能について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

6 核物質防護検査官は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

第六十一条（略）

（届出を受理した場合における通報等）

第六十二条 法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉以外の原子炉（船舶に設置する原子炉を除く。）に係る原子炉設置者による法第二十六条第

二 項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

二 実用発電用原子炉に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出

の受理

三 研究開発段階発電用原子炉に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定に

よる届出の受理

四 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものに限る。）に係る原子炉設置者による法第二十六条第二

項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

五 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）に係る原子炉設置者又は外国原子力船運航者

による法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

六 法第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条

の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項又は第五十一条の十三第二項の規定による届出の受理

七 法第十二条の六第八項（法第二十一条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条の二十五第三項において準用する場合を含む。）又は第十二条の七第九項（法第二十二條の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項及び第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認（法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、実用発電用原子炉に係るものに限る。）

八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）

九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉に係るものに限る。）

十 法第五十九条の二第二項の規定による確認

十一 法第十条、第二十条、第二十一条の三第一項、第四十三条の十六、第四十三条の十九第一項、第四十六条の七、第四十九条第一項、第五十一条の十四、第五十一条の十七第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（法第二十一条の三第一項の規定による処分にあつては使用済燃料貯蔵施設の使用の停止の命令に限り、法第四十三条の十九第一項の規定による処分にあつては再処理施設の使用の停止の命令に限り、法第五十一条の十七第一項の規定による処分にあつては廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止の命令に限り、法第六十四条第三項の規定による処分にあつては製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止の命令に限る。）

2 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

- 一 前項第一号に掲げる届出の受理 文部科学大臣
- 二 前項第二号又は第六号に掲げる届出の受理 経済産業大臣
- 三 前項第三号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び経済産業大臣
- 四 前項第四号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び国土交通大臣
- 五 前項第五号に掲げる届出の受理 国土交通大臣

<p>3 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる確認をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。</p> <p>一 第一項第七号に掲げる確認 経済産業大臣</p> <p>二 第一項第八号に掲げる確認 文部科学大臣及び経済産業大臣</p> <p>三 第一項第九号に掲げる確認 文部科学大臣</p> <p>四 第一項第十号に掲げる確認 国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）</p>	<p>4 原子力規制委員会は、第一項第十一号に掲げる処分をした場合においては、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。</p> <p>（国家公安委員会等との関係）</p>	<p>第六十三条 法第七十二条第一項の規定により原子力規制委員会が意見を聴かなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。</p>	<p>一 船舶に設置する原子炉に係る核物質防護規定について法第四十三条の二第一項の認可をする場合</p>	<p>二 原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第四十三条の二第一項の認可をする場合</p>	<p>三 (略)</p>	<p>四 原子炉又は製錬施設等であつて前三号に規定するもの以外のものに係る核物質防護規定について法第七十二条第一項に規定する規定により認可をする場合</p>	<p>五 船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設又は製錬施設、加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設のうち原子力規制委員会が告示で定めるものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画（同条第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。次号において同じ。）をする場合</p>	<p>国家公安委員会</p>	<p>(略)</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
---	--	--	--	--	--------------	--	--	----------------	------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

六	製錬施設、加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設であつて前号に規定するもの以外のものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をする場合	国家公安委員
---	---	--------

2 法第七十二条第二項の規定により意見を述べることができる者は、次の表の上欄に掲げる意見の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一	船舶に設置する原子炉に係る原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	国家公安委員及び海
二	原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	国家公安委員及び海
三	(略)	(略)
四	原子炉又は製錬施設等であつて前三号に規定するもの以外のものに係る原子炉設置者、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	国家公安委員
五	五(七)	(略)

第六十四条 法第七十二条第五項の規定により原子力規制委員会が連絡しなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一	船舶に設置する原子炉に係る原子炉設置者（当該原子炉を設置しようとする者及び当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。次号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分、届出の受理その他の行為（以下この条において「処分等」という。）をした場合	国家公安委員及び海上保安庁長官
二	原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る原子炉設置者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合	国家公安委員及び海
三	前二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第三十九条第一項の許可をした場合	国家公安委員及び海
四	原子炉であつて第一号若しくは第二号に規定するもの以外のものに係る原子炉設置者（当該原子炉を設置しようとする者及び当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。）又は当該原子炉に係る原子炉設置者からその設置した原子炉若しくは原子炉を含む一体としての施設	国家公安委員

合	を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合
五十三	(略)

(手数料)

- 第六十五条 法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料（次項に規定する溶接検査に係るものを除く。）の額は、別表第一のとおりとする。
- 2 法第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第五十一条の九第一項若しくは第四項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受けようとする者が法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表第二のとおりとする。
- 3 法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第三に掲げる独立行政法人とする。

別表第一（第六十五条）

番号	手数料を納付すべき者	金額
一五	(略)	(略)
十六	法第二十三条第一項の許可を受けようとする者 イ 臨界実験装置の設置の許可 ロ 熱出力が百キロワット以下の原子炉（臨界実験装置を除く。）の設置の許可 ハ 熱出力が百キロワットを超える原子炉の設置の許可	六十三万七千七百円（電子申請等による場合） にあつては、六十三万六千四百円） 二十万九千九百円（電子申請等による場合） にあつては、二十万六百元） 八百六十六万九百円（電子申請等による場合） にあつては、八百六十六万六百元）
十七	(略)	(略)

十八	<p>法第二十六条第一項の許可を受けようとする者</p> <p>イ 臨界実験装置以外の原子炉の熱出力の増加又は臨界実験装置以外の原子炉の設置に伴う基数の増加に係る変更の許可</p> <p>ロ その他の変更の許可</p>	<p>二百七十四万六千六百円（電子申請等による場合にあつては、二百七十四万五千三百円）</p> <p>四十九万六千六百円（電子申請等による場合にあつては、四十九万三百円）</p>
十九	<p>法第二十六条の二第一項の許可を受けようとする者</p> <p>イ 原子炉の熱出力の増加又は原子炉の基数の増加に係る変更の許可</p> <p>ロ その他の変更の許可</p>	<p>百六十五万九千七百円（電子申請等による場合にあつては、百六十五万八千三百円）</p> <p>十六万六千四百円（電子申請等による場合にあつては十六万五千円）</p>
二十	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
二十一	<p>法第二十八条第一項の使用前検査を受けようとする者</p> <p>イ 臨界実験装置に係る使用前検査</p> <p>ロ 熱出力が百キロワット以下の原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る使用前検査</p> <p>ハ 熱出力が百キロワットを超える原子炉に係る使用前検査</p>	<p>百十三万三千円（電子申請等による場合にあつては、百十三万七千円）</p> <p>五十二万三百円（電子申請等による場合にあつては、五十一万九千円）</p> <p>百三十二万五千円（電子申請等による場合にあつては、百三十二万三千八百円）</p>

二十二	法第二十九条第一項の施設定期検査を受けようとする者 イ 臨界実験装置に係る施設定期検査 ロ 熱出力が百キロワット以下の原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る施設定期検査 ハ 熱出力が百キロワットを超える原子炉に係る施設定期検査	二十五万四千四百円（電子申請等による場合） にあつては、二十五万三千二百円） 四十六万八千円（電子申請等による場合） にあつては、四十六万六千八百円） 百二十一万八千六百円（電子申請等による場合） にあつては、百二十一万七千三百円）
二十三	法第三十九条第一項の許可を受けようとする者	二十三万四千四百円（電子申請等による場合） にあつては、二十三万二百円）
二十四 二十六	（略）	（略）
二十七	法第四十三条の三の二第二項又は第四十三条の三の三第二項の認可を受けようとする者	九十万九千二百円（電子申請等による場合） にあつては、九十万七千八百円）
二十八	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	三十二万四千八百円（電子申請等による場合） にあつては、三十二万三千四百円）
二十九	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の認可を受けようとする者	五十三万三千五百円（電子申請等による場合） にあつては、五十三万

三十 六十九	(略)	二千二百円 (略)
七十	<p>法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者</p> <p>イ 製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下「工場等」という。）において用いた資材その他の物であつて、重量が二十トン以下のものに係る確認</p> <p>ロ 工場等において用いた資材その他の物であつて、重量が二十トンを超えるものに係る確認</p>	<p>十八万五千円（電子申請等による場合にあつては、十八万三千六百円）に二十トンを超える二十トン又はその端数を増すごとに二万二千四百円を加算した額</p>
七十一・七十二	(略)	(略)

○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）（抄）
（補償損失）

第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十一条の二、第二十二條第四項、第二十二條の六第二項に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第二十一条の七、第二十二條第四項、第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第四項、第四十三條の二十第四項、第四十三條の二十五第二項において準用する第十二條の二第四項、第五十一條の十六、第五十一條の十八第四項、第五十條の三第三項において準用する第十二條の二第四項、第五十一條の十六、第五十六條の三第四項、第五十七

条第一項若しくは第二項、第五十七條の二第二項において準用する第十二條の二第四項、第五十七條の四、第五十七條の五、第五十八條第一項、第五十九條第一項又は第六十條第一項若しくは第二項の規定の違反で原子力損害の發生の原因となるものがないこと。

二 原子炉の運転等の用に供する施設の損傷で原子力損害の發生の原因となるものがないこと。

三 天災地変又は第三者の行為で原子力損害の發生の原因となるものがないこと。

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）
（使用前検査）

第四十九條 第四十七條第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前條第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物（その工事の計画について、同條第四項の規定による命令があつた場合において同條第一項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるもの（第三項において「特定事業用電気工作物」という。）は、その工事について主務省令で定めるところにより主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十七條第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前條第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の主務省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。

二 第三十九條第一項の主務省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定事業用電気工作物であつて主務省令で定めるものが前項各号のいずれにも適合しているかどうかの検査に関する事務の一部を、主務省令で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）
（権限の委任）

第九條 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第五号及び第十五号から第二十四号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一、九	(略)	(略)
九の二	法第五十条の二第三項（登録に係る部分を除く。）及び第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号（一）から（八）までに掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる使用前自主検査に関するものに限る。）	(略)
十	法第五十二条第五項において準用する第五十条の二第五項から第七項までの規定に基づく権限（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる溶接事業者検査に関するもの（独立行政法人原子力安全基盤機構が行う法第五十二条第三項の規定による審査に関するものを除く。）に限る。）	(略)
十一・十二	(略)	(略)
十二の二	法第五十五条第四項（登録に係る部分を除く。）及び同条第六項において準用する第五十条の二第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号（一）及び（二）に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる定期事業者検査に関するものに限る。）	(略)
十三、二十四	(略)	(略)

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第四條 法第七條第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一(五)項ロ、(六)項ロ、ハ及びニ、(七)項、(十二)項、(十三)項ロ、(十四)項並びに(十五)項に掲げるものを除く。）及び同表(十六)項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入するもの
- 二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十一)項まで、(十三)項イ又は(十五)項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入するものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上

上のもの（その一部が同表(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）

三〇六（略）

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三条第二項
第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は同法第五十三条第二号の使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十四号）第四十二条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）
八〇二三（略）

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）

（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高压ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一〇六（略）

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三条第二項
第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十三条第二号の使用施設等
八〇二四（略）

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令（平成十二年第四百六十二号）（抄）
（研究開発段階にある発電用原子炉）

第二条 法第二条第三項第二号の政令で定める原子炉は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十四号）第一条に規定する原子炉とする。

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「特定放射性廃棄物」とは、第一種特定放射性廃棄物及び第二種特定放射性廃棄物をいう。

2 この法律において「最終処分」とは、地下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいう。

3 この法律において「発電用原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて、次に掲げるものをいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉（次号において単に「実用発電用原子炉」という。）

二 原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉（実用発電用原子炉を除く。）であつて、政令で定めるもの
4
16
（略）

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）

（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一 六（略）

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭

和三十二年政令第三百二十四号) 第三条に規定する防護対象特定核燃料物質の取扱いを行う同法第五十三条
第二号に規定する使用施設等
八(二十四 (略))

○原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令(平成二十三年政令第九十九号)(抄)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震により福島県双葉郡大熊町大字北原二十二番地所在の東京電力株式
会社福島第一原子力発電所及び同郡楡葉町大字波倉字小浜作十二番地所在の東京電力株式会社福島第二原子力発
電所において発生した核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号
) 第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設の事故に関して、原子力損害の賠償に関する法律第十八条第一
項に規定する事務を行わせるため、文部科学省に、当分の間、原子力損害賠償紛争審査会を置く。

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
する法律の特例に関する政令(平成二十五年政令第五十三号)(抄)

第一条 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第六十四条の二第一項

の規定により特定原子炉施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてそ
の旨を公示された原子炉施設(以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。)につい
ては、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、法の規定(法第二十六条第一項(法第二十三条第二
項第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。)、第二十七条から第二十九条まで(東京電力株式会社福島
第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合
に限る。)、第三十七条及び第四十三条の二の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

(独立行政法人原子力安全基盤機構への事務の委託)

第二条 原子力規制委員会は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る法第六十四条の三第七
項の検査に関する事務の一部を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤
機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、法第六十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「に規定する」とあるの
は、「並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核燃料物質、核燃料物質及び原子
炉の規制に関する法律の特例に関する政令(平成二十五年政令第五十三号) 第二条第一項に規定する」とする。